

那賀教第 90 号  
令和 2 年 5 月 20 日

那賀町社会教育施設 利用者 様

那賀町教育委員会  
教育長 岡川 雅裕  
( 公 印 省 略 )

社会教育施設利用再開に向けた留意点について (通知)

日ごろは、当町社会教育行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、社会教育施設の休館など多大なご不便とご迷惑をおかけしたことについても、ご理解とご協力に感謝いたします。

さて、5 月 14 日に徳島県に対する緊急事態宣言が解除されたことから、町内小中学校については 5 月 25 日 (月) から通常の教育活動が行われることとなっております。このことから、町内社会教育施設についても、5 月 25 日 (月) から順次、一般開放し利用を再開していくことを決定いたしました。

つきましては、施設利用再開にあたり、別紙留意点をご熟読のうえ、適切なお対応をお願いいたします。

なお、今後の状況変化等により、急な要請や措置を講じる場合も想定されますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○お問い合わせ  
那賀町教育委員会  
電話 : 0884-62-1106

## 社会教育施設利用再開に当たっての留意点

### 《利用再開方針》

□町民限定   ○県民限定   ◎全面開放   ×休館

	5月25日(月)～	6月1日(月)～	備 考
学校施設(体育館等)	×	×	
豊饒の杜総合運動公園	×	□	
鷺敷体育館	×	□	
B&G 海洋センター体育館	×	○	
野外活動センター	×	○	
相生体育館	×	×	
木頭体育館	×	×	
その他体育施設	□	○	
公民館	□	○	

### 《利用前》

○利用者の代表(申請者)は、利用者全員の氏名・年齢・住所・連絡先(電話番号)・利用当日の体温を記録すること。また、利用日前2週間における次の事項についても確認・記録し、一つでも該当する利用者は利用しないこと。提出を求める場合があるので、記録は利用者の代表(申請者)が責任を持って保管すること。(様式は任意)

- 平熱を超える発熱
- 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
- 嗅覚や味覚の異常
- 体が重く感じる、疲れやすい等
- 新型コロナウイルス感染者陽性とされた者との濃厚接触の有無
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

○消毒液を準備し、手を触れる箇所や用具等の消毒を行うとともに、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底すること。

### 《利用時》

- 利用に当たっては、「3つの密」が重ならないよう、競技の特性を踏まえ、実施内容や方法を工夫すること。
- 体育館を利用する際には、密閉空間としないために、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- 大人数による集団での利用を避けるなど、工夫して利用すること。
- 他の利用者等との距離を確保すること。(※できるだけ2m以上)
- 大きな声での発声・会話などは控えること。

○使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、利用者間で不必要に使い回しをしないこと。

#### 《利用後》

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するとともに、手を触れた箇所や用具等の消毒を行うこと。
- 速やかに後片付けや清掃などを行い、帰宅すること。
- 利用後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告すること。

#### 《マスクの準備》

- 運動中やスポーツ中のマスクの着用までは求めませんが、利用の前後や休憩中、ミーティング時などは、感染予防対策としてマスク着用をすること。